委託契約書(案)

- 1 委託業務の名称 令和6年度旅券作成業務
- 2 委託業務の内容 次に掲げる業務の処理
 - (1) 旅券(数次旅券、残存有効期間同一旅券及び限定旅券)の作成 (以下「作成(数次・残存・限定)」という。)
 - (2) 渡航先の追加(以下「渡航先追加」という。)
 - (3) その他前各号に付随する業務
- 4 業務委託料
 - (1) 令和6年(2024年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日までの期間

ア 1月当たりの固定経費(引渡し件数2,325件まで) 月額 金

円

イ 1月当たりの引渡し件数2,326件からの1件当たりの単価

- (ア) 作成(数次・残存・限定)1件当たり金
- (イ) 渡航先追加 1件当たり金 円

上記価格に消費税及び地方消費税相当額を加算する。

(2) 令和7年(2025年)4月1日から同年4月4日までの期間 引渡し件数1件からの1件当たりの単価

ア 作成(数次・残存・限定) (1)のイ(ア)の金額に同じ

イ 渡航先追加

(1)のイ(4)の金額に同じ

上記価格に消費税及び地方消費税相当額を加算する。

5 契約保証金 免除する。

上記委託業務について、委託者と受託者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の とおり公正に契約し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(この契約を証するため、本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。)

(注) 括弧書きの部分は、契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には、以下の内容に置き換えて 使用する。

「この契約を証するため、契約内容を記録した電磁的記録に当事者が合意の後、電子署名を行うものとする。」

(注) 括弧書きの部分は、契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には削除する。

(令和6年(2024年) 月 日)

委託者 北 海 道 北海道知事 鈴 木 直 道

住 所

受託者 氏 名

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この契約書に基づき、別紙旅券作成業務処理要領(以下「要領」という。)に従い、誠実に、この契約を履行しなければならない。
- 2 受託者は、頭書の委託期間において委託業務を処理し、委託者は、その対価である業務委託料 を受託者に支払うものとする。
- 3 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、契約書及び要領に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 7 この契約書及び要領における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所を合意による専属的管轄裁判所とし、委託者 の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

- 第3条 受託者は、業務委託の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受託者は、前項の規定にかかわらず、この契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、委託業務の一部の処理を、受託者の責任において、第三者に委託することができる。この場合においては、受託者は、委託者が指示する書面を提出の上、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、委託業務の一部の処理を再委託するときは、再委託した業務に係る再委託先の行為 について、委託者に対して全ての責任を負うものとする。
- 4 受託者は、委託業務の一部の処理を再委託するときは、この契約を遵守するために必要な事項 について、この契約書を準用して再委託先と約定しなければならない。

(業務担当員)

第4条 委託者は、受託者の委託業務の処理について必要な連絡指導に当たる業務担当員を定め、 受託者に通知するものとする。業務担当員を変更した場合も、同様とする。

(業務処理責任者)

第5条 受託者は、委託業務の処理について業務処理責任者を定め、遅滞なく、委託者に通知する ものとする。業務処理責任者を変更した場合も、同様とする。

(業務処理責任者の変更請求等)

- 第6条 委託者は、業務処理責任者が、委託業務の処理上著しく不適当と認められるときは、その 理由を付した書面により、受託者に対し、その変更を請求することができる。
- 2 受託者は、前項の請求があったときは、その日から10日以内に必要な措置を講じ、その結果 を委託者に通知しなければならない。

(従業員等)

- 第7条 受託者は、委託業務に従事する従業員を定め、遅滞なく、その氏名、年齢及び住所を委託者に通知しなければならない。従業員に異動があった場合も、同様とする。
- 2 前条の規定は、従業員の変更請求について準用する。

(施設の使用等)

- 第8条 委託者は、受託者が委託業務を処理するために要する室として別表1のとおり指定し、及び別表2に掲げる備品を受託者に無償で供与するものとする。ただし、令和7年(2025年)4月1日から同年4月4日までの間については、委託者の指示により第三者に使用させることができるものとする。
- 2 受託者は、指定された室及び供与を受けた備品について、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 受託者は、委託期間が満了したとき又は契約が解除されたときは、速やかに、指定された室を 原状に回復し、明け渡さなければならない。
- 4 受託者は、供与を受けた備品が不用となったときは、速やかに、委託者に返還しなければならない。
- 5 委託業務の処理に必要な消耗品は委託者の負担とし、委託者は、受託者に対し、その必要な現 品を供給するものとする。

(報告義務)

- 第9条 受託者は、要領の定めるところにより、業務日に旅券作成業務日報(別紙1)を作成し、 委託者に提出しなければならない。
- 2 受託者は、次の各号に掲げる事実の生じたときは、直ちに、委託者又は業務担当員に報告し、その措置につき委託者又は業務担当員と協議しなければならない。
- (1) 要領で定める方法以外の方法により委託業務を処理する必要があると認められるとき。
- (2) 委託業務に付随して処理する必要があると認められる業務が生じたとき。
- (3) 委託業務の処理につき、重大な事故が生じたとき。

(調査等)

- 第10条 委託者は、委託業務の処理状況について、随時に、調査し、報告を求め、又は当該業務の 処理につき適正な履行を求めることができる。
- 2 受託者は、前項の規定による求めに対し、速やかにこれに応じなければならない。 (検査及び引渡し)
- 第11条 受託者は、委託業務により作成した旅券(渡航先追加したものを含む。以下同じ。)を、 委託者の指定する期日までに提出しなければならない。
- 2 委託者は、前項の旅券の提出を受けたときは、作成(数次・残存・限定)、渡航先追加の順で、その日に検査を行い、検査に合格したものについて、その引渡しを受けるものとする。
- 3 受託者は、前項の検査に合格しない旅券については、直ちにこれを補正して委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を委託業務の完了とみなし、前項の規定を適用する。

(危険負担)

第12条 前条第2項の引渡しの前に生じた旅券についての損害は、受託者の負担とする。ただし、 委託者の責めに帰すべき理由による場合は、委託者の負担とする。

(業務委託料の請求及び支払)

- 第13条 受託者は、毎月、前月中に引き渡した旅券のそれぞれの1件当たりの単価にそれぞれの数量を乗じて得た金額及び1月あたりの固定経費を合計した金額に、当該金額の100分の10に相当する消費税及び地方消費税相当額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「業務委託料」という。)を、請求するものとする。
- 2 令和7年(2025年)4月1日以降に引き渡した旅券については、前項に定める「毎月、前月中に」を「令和7年(2025年)4月1日から同年4月4日までの期間に」、「それぞれの1件当たりの単価にそれぞれの数量を乗じて得た金額及び1月あたりの固定経費を合計した金額」を「それぞれの1件当たりの単価にそれぞれの数量を乗じて得た金額を合計した金額」と読み替えるもの

とする。

- 3 委託者は、第1項及び第2項の規定による適法な請求を受けたときは、その日から起算して30 日(以下「約定期間」という。)以内に、業務委託料を受託者に支払うものとする。
- 4 業務委託料の支払場所は、北海道会計管理者の勤務の場所とする。

(履行遅滞)

- 第14条 受託者は、委託者の指定した期限までに旅券を提出することができないときは、その理由 を付して委託者に提出期限の延期を申し出なければならない。
- 2 前項の申出があった場合において、委託者が提出期限の延期を承認したときは、その申出の内容が天災その他不可抗力によるものと委託者が認めた場合又は委託者の責めに帰すべきものである場合を除き、受託者は、その提出期限の翌日から提出の日までの日数(第11条第3項の規定により補正した旅券を提出した場合において、当該旅券の提出が提出期限後となるときにあっては、当該合格しない旅券の検査に委託者が要した日数を除く。)に応じ、当該遅滞に係る旅券の作成代金につき、年2.5パーセントの割合で計算して得た額を違約金として委託者に支払わなければならない。ただし、違約金の額が500円未満であるときは、違約金を徴さないものとする。
- 3 委託者は、その責めに帰すべき理由により前条の業務委託料の支払が遅れたときは、当該未払 金額につきその遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を受託 者に支払うものとする。
- 4 委託者が、その責めに帰すべき理由により、受託者が旅券を提出したその日に検査を行わない場合は、その提出した日の翌日から検査を行った日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間の日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、その超える日数に応じ、前項の規定を適用するものとする。

(委託者の任意解除権)

- 第15条 委託者は、次条から第18条に定める場合のほか、必要があるときは、この契約を解除する ことができる。この場合においては、委託者は、この契約を解除しようとする日の30日前まで に、受託者に通知しなければならない。
- 2 前項の規定による解除が月の途中で行われるときは、委託者は、当該月における業務委託料を 受託者に支払うものとする。
- 3 第1項の規定により契約を解除した場合において、受託者に損害を与えたときは、委託者は、 その損害を賠償しなければならない。この場合において、委託者が賠償すべき損害額は、委託者 と受託者とが協議して定めるものとする。

(委託者の催告による解除権)

- 第16条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の 催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間 を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるとき は、この限りでない。
- (1) 委託業務の処理が著しく不適当であると明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由なしに委託者との協議事項に従わないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

- 第17条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) この契約に基づく債務の履行ができないことが明らかであるとき。
- (2) 受託者がこの契約に基づく債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する

意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

- (4) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても 契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (7) 第20条又は第21条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 受託者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等(受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的 をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又 は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用等をしていると 認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ この契約に関連する契約の相手方がアから才までのいずれかに該当することを知りなが ら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 受託者がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。
- 第18条 委託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を 解除することができる。この場合において、受託者は、解除により生じた損害の賠償を請求する ことができない。
- (1) 受託者が排除措置命令(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下この条及び第24条において「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第24条において同じ。)を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第2項に規定する処分の取消しの訴え(以下この条において「処分の取消しの訴え」という。)が提起されなかったとき。
- (2) 受託者が納付命令(独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この 条及び第24条において同じ。)を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの 訴えが提起されなかったとき(当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消さ れたときを含む。)。
- (3) 受託者が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

- (4) 受託者以外のもの又は受託者が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令 又は納付命令において受託者に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったと された場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかったとき (当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。)又はこれ らの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下 し、若しくは棄却する判決が確定したとき。
- (5) 排除措置命令又は納付命令(これらの命令が受託者に対して行われたときは処分の取消しの 訴えが提起されなかった等の場合(これらの命令について処分の取消しの訴えが提起されなか った場合(当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。) 又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であって当該処分の取消しの訴 えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。)にお ける受託者に対する命令とし、これらの命令が受託者以外のもの又は受託者が構成事業者であ る事業者団体に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合におけ る各名宛人に対する命令とする。)により、受託者に独占禁止法に違反する行為があったとさ れる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約 が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を 行い、処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合は、当該納付命令における課徴金の計 算の基礎である当該違反する行為の実行期間(独占禁止法第2条の2第13項に規定する実行期 間をいう。)を除く。)に入札又は北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第165条第1 項若しくは第165条の2の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野 に該当するものであるとき(当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかで あるときを除く。)。
- (6) 受託者(受託者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条(独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。)に規定する刑又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。

(委託者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限)

第19条 第16条各号又は第17条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき理由によるものである ときは、委託者は、第16条又は第17条の規定による契約の解除をすることができない。

(受託者の任意解除権)

- 第20条 受託者は、次条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、受託者は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、委託者に通知しなければならない。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、委託者に損害を与えたときは、受託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、受託者が賠償すべき損害額は、委託者と 受託者とが協議して定めるものとする。

(受託者の催告による解除権)

第21条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、 その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した 時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限 りでない。

(受託者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限)

第22条 前条に定める場合が受託者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、受託者は、同 条の規定による契約の解除をすることができない。

(委託者の損害賠償請求等)

- 第23条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、毎月の引渡しを受けた旅券作成に係る 委託料の合計額の10分の1に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなけれ ばならない。
 - (1) 第16条又は第17条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき理由によって受託者の債務 について履行不能となったとき。
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号) の規定により選任された破産管財人
- (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第22 5号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項各号に定める場合(前項の規定により第1項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、同項の規定は適用しない。

(不正行為に伴う賠償金)

- 第24条 受託者は、この契約に関して、第18条各号のいずれかに該当するときは、委託者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として毎月の引渡しを受けた旅券作成に係る業務委託料の合計額の10分の2に相当する額を委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第5号までに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に規定するものであるとき又は同項第6号に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるときその他委託者が特に認めるときは、この限りでない。
- 2 前項に規定する賠償金のほか、確定していない旅券作成に係る委託料の賠償金については、当 該旅券作成に係る委託料が確定した都度、前項の規定中「毎月の引渡しを受けた旅券作成に係る 委託料の合計額」とあるのは「毎月の引渡しを受けた旅券作成に係る委託料」と読み替えて、同 項の規定を適用する。
- 3 委託者は、実際に生じた損害の額が前2項の業務委託料の10分の2に相当する額を超えるとき は、受託者に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。
- 4 第1項及び第3項の規定は、契約を履行した後においても適用があるものとする。 (委託業務の処理に関する損害賠償)
- 第25条 受託者は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し委託者に損害を与えたと きは、その損害を賠償しなければならない。
- 2 前項の規定により賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。
- 3 受託者は、委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、受託者の負担においてその 賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が委託者の責めに帰すべき理由による場合は、 委託者の負担とする。

(受託者の損害賠償請求等)

- 第26条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。
 - (1) 第21条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(相殺)

第27条 委託者は、受託者に対して金銭債権があるときは、受託者が委託者に対して有する委託料 請求権その他の債権と相殺することができる。

(秘密の保持)

- 第28条 受託者は、この契約により知り得た秘密を外部に漏らし、又はその他の目的に使用してはならない。
- 2 前項の規定は、この契約が終了した後においても適用があるものとする。

(個人情報の保護)

第29条 受託者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約に定めのない事項)

第30条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

区 分	内	容
所 在 地	札幌市中央区北4条西5丁目 アスティ45ビル4階	1番地
名称	パスポートセンター内機械室	
配置図	特合室 (337.08 ㎡) (17.1 ㎡) 事務室 (118.2 ㎡) (12㎡)	

供 与 物 品 一 覧 表

品名	規格	呼称	数量
管理ファイルサーバ	富士通 PRIMERGY TX1320M3	式	1
ファイル一時保管機器	バッファロー TS3210DN	台	1
無停電電源制御装置	富士通 Smart-UPS750	台	6
機器収納ラック		台	1
I C旅券作成機	スキャナー 富士通 fi-7180 入力端末 富士通 FMVK09001 設置台 作成機 東芝 VP-P170	式	4
追記印字プリンター	MICROLINE 896FP	台	1
旅券管理端末	富士通 FMVA29005	台	1
電子タイプライター	ブラザー EX-630	台	2
シールプレス	手動・外務省印	台	1
机	スチール	個	7
椅子		個	1 2
ロッカー	スチール	個	1
書庫	スチール	個	9

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

- 第2 受託者は、この契約による業務を処理するために知り得た個人情報の内容を他に漏らしてはならない。
- 2 受託者は、その使用する者が、この契約による業務を処理するために知り得た個人情報の内容を他に漏らさないようにしなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。 (目的外収集・利用の禁止)
- 第3 受託者は、この契約による業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、 当該業務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供制限)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するため委託者から提供された個人情報が記録された 資料等を、委託者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(再委託等の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。 ただし、あらかじめ委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するため委託者から提供された個人情報が記録された 資料等を、委託者の承諾なしに複写し、又は複製をしてはならない。

(提供資料等の返還等)

第7 受託者は、この契約による業務を処理するため委託者から提供された個人情報が記録された 資料等を、業務完了後、速やかに返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、 当該方法によるものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除 又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

(従事者への周知)

第9 受託者は、この特記事項の内容を使用する者その他従業員に周知徹底するものとする。